

## 児童デイサービス きぼうの森 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 1. 事業者名称概要

名 称	ボンウェルフェア株式会社
法人所在地	福岡県福岡市中央区天神 3-8-20 エントリービル 2F
電話番号	092-737-5565
代表者氏名	代表取締役 山田 育照
設立年月	平成 16 年 6 月 30 日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定放課後等デイサービス
事業所の名称	児童デイサービス きぼうの森
事業所の所在地	福岡県朝倉郡筑前町高田 2315-3 1F
連絡先	電話：0946-21-6055 FAX：0946-21-5987
管理者氏名	石川 正徳
児童発達支援 管理責任者	石川 正徳
定 員	10 人
開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日
事業所番号	4 0 5 3 1 0 0 0 5 5
事業所が行なっている他のサービス	指定通所介護事業（デイサービス）

### 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	ボンウェルフェア株式会社（以下、「事業者」という。）が開設する児童デイサービスきぼうの森（以下、「事業所」という。）において行う指定障害児通所支援（放課後等デイサービス）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその利用者に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。
-------	---

運営方針	<p>①事業者は、放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。</p> <p>②事業所の従業者は、放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>③事業者は、その提供する放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>④前3項のほか、事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。</p>
------	--

#### 4. 通常の事業の実施地域

筑前町、朝倉市、小郡市、大刀洗町

#### 5. 営業時間とサービス提供時間

営業日	月曜日から土曜日、国民の休日 ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から8月15日までを除く。
営業時間	9時から18時
サービス提供時間	平日：14時から17時30分まで 学校休業日：10時から16時まで

#### 6. 職員の体制

職種	業務内容
管理者	常勤1名 管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤1名 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
指導員 又は保育士	常勤3名 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. 設備の概要（実際に設置されている設備の種類を記載すること）

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	1室	51 m <sup>2</sup>
静養室	1室	6 m <sup>2</sup> 布団等
相談室	1室	6 m <sup>2</sup>
トイレ	1室	洗面台付、洋式トイレ

8. サービスの内容（実際に行なうサービスの名称及び概要を記載し運営規程及び事業計画等との整合性を図ること）

- (1) 日常生活における基本的動作の訓練・援助
- (2) 個別生活適応訓練
- (3) 集団生活適応訓練
- (4) 創作的な活動の指導・援助
- (5) 社会適応訓練の提供
- (6) レクリエーションの提供
- (7) 給食の指導
- (8) 利用者の自宅又は学校と事業所間の送迎
- (9) その他日常生活に必要な援助

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。

「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、説明を行い利用者の同意をいただきます。

9. 利用料金

- (1) 定率負担額（1割相当）

利用料金は次のとおりです。

○放課後等デイサービス（定員10人）

30分以上1時間30分以下	574円
1時間30分超3時間以下	609円
3時間超5時間以下	666円

○加算

児童指導員等加配加算（1日につき）	187円	
送迎加算（送迎した場合）	片道54円	
欠席時対応加算Ⅰ（急病等により急に利用キャンセルした場合。月4回まで）	94円	
事業所内相談支援加算Ⅰ（月1回まで）	100円	
家庭連携加算（イ）（家庭連携加算（イ）・（ロ）を合算して月4回まで）	187円	
家庭連携加算（ロ）（家庭連携加算（イ）・（ロ）を合算して月4回まで）	280円	
利用者負担上限管理加算（1月内の利用者負担上限管理を行った場合）	150円/月	
個別サポート加算（Ⅰ）	90円/日	
延長支援加算	30分以上1時間未満	61円
	1時間以上2時間未満	92円
	2時間以上	123円
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	総合計額に対して 14.2%相当額	

○利用者負担上限月額

区分	上限月額
生活保護	0円
低所得1	0円
低所得2	0円
一般	4,600円
一般	37,200円

(1) 障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を引いた額が給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(2) 上記(1)の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

(3) 事業者は、上記(1)及び(2)の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

(4) 次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

- (ア) 創作活動に係る材料費 必要時適宜 実費
- (イ) おやつ提供に係る食事代 1食あたり100円
- (ウ) 昼食提供に係る食事代 1食あたり430円
- (エ) 利用料金口座引落手数料 200円

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※(1)から(4)までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。

(5) 利用料金は1ヵ月ごとに計算してサービスを利用した月の翌月10日頃までに利用月分の請求書をお渡ししますので、当事業所の指定口座へお振込みください。なお契約の際に自動払込利用をお願いしております。毎月20日引落（土日祝の際は翌営業日）、利用料金口座引落手数料は200円です。

10. サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

11. 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する窓口担当者及び解決責任者を選定しています。

虐待防止に関する窓口担当者	石橋 祐二
---------------	-------

虐待防止に関する解決責任者	管理者 石川 正徳
---------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修および委員会を年1回以上実施します。

12. 緊急時の対応

現に児童発達支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

(1) 障害児のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

(2) 緊急連絡先

連絡先①	氏名:	続柄:
	所在地:	
	電話番号:	

(3) 事業所の協力医療機関

医療機関名	医療法人 武井医院	診療科	内科科、小児科
所在地	福岡県朝倉市馬田 1090		
代表者	山部 仁子	電話番号	0946-22-2300

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	石川 正徳

14. 障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前9時から午後6時です。

15. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

16. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	石橋 祐二
	苦情解決責任者	管理者 石川 正徳
	受付日	月曜日から土曜日、国民の祝日。ただし、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
	受付時間	午前9時から午後6時
	電話番号	0946-21-6055
	FAX番号	0946-21-5987

※苦情受付ボックスをフロア内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は福岡県総合福祉センターに設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

筑前町 福祉課	所在地	福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
	受付時間	午前8時から午後5時
	電話番号	0946-24-8763
朝倉市役所 保健福祉部	所在地	福岡県朝倉市菩提寺 412-2
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
	受付時間	午前8時から午後5時
	電話番号	0946-22-1111
福岡県 運営適正化委員会	所在地	福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 7 福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）内
	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前9時から午後5時
	電話番号	092-915-3511

17 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	<input checked="" type="checkbox"/> なし		

18. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに対応いたします。

損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

令和 年 月 日

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称：ボンウェルフェア株式会社 児童デイサービスきぼうの森

代表者：代表取締役 山田 育照 印

説明者名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定放課後等デイサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同サービスの提供開始に同意しました。

通所給付決定保護者住所： \_\_\_\_\_

通所給付決定保護者氏名： \_\_\_\_\_ 印

児童氏名： \_\_\_\_\_